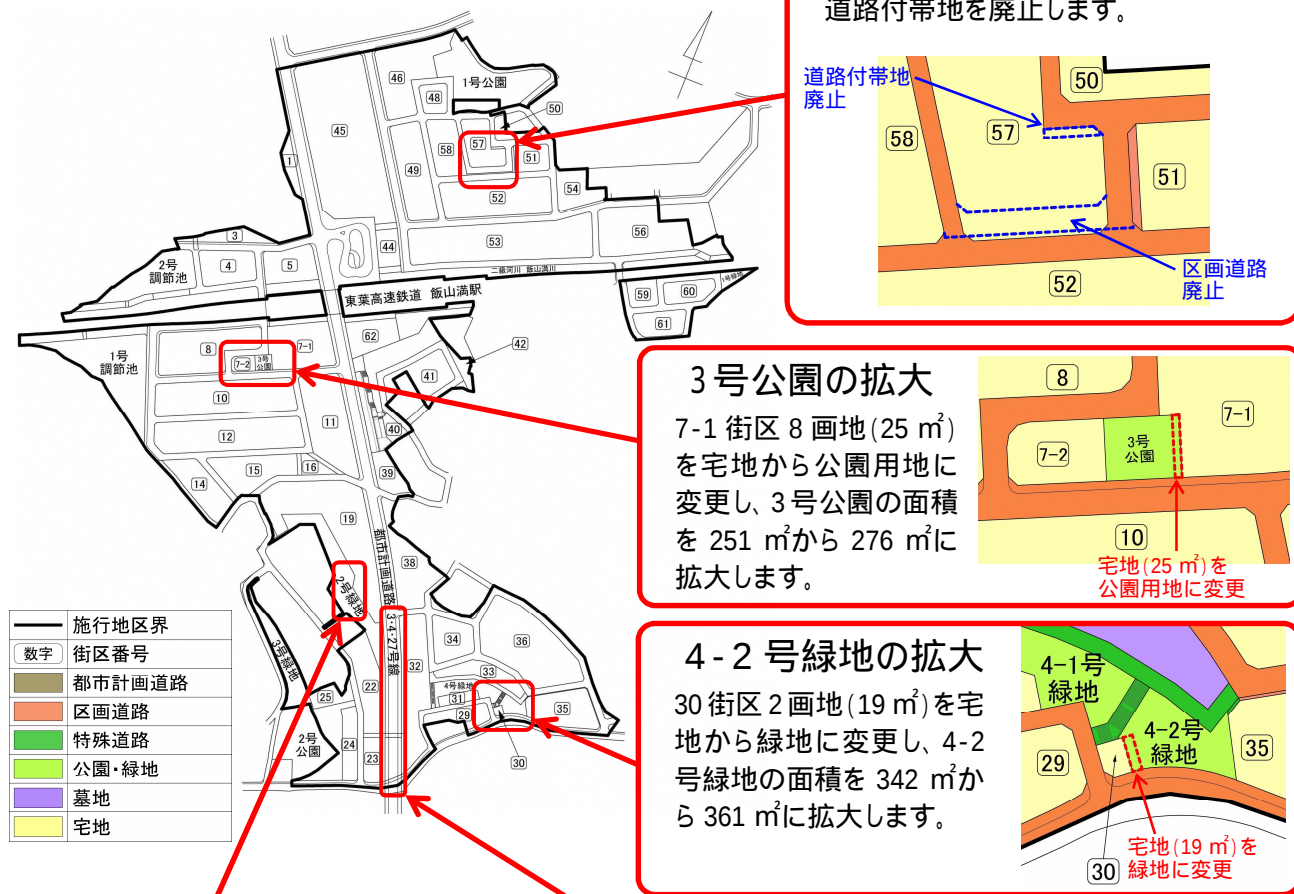


2. 事業計画の変更内容について

事業計画第7回変更において、赤枠内 ～ の道路・公園・緑地について変更を行います。今回の事業計画変更により、換地位置・形状が変更となる方については、変更後の換地案が出来次第、個別にご説明いたします。



まちづくりだより

令和 3 年 1 月 29 日発行

第91号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

本事業では平成30年10月19日に事業計画第6回変更（軽微な変更）を行い、その後、工事設計の精査等により、道路・公園・緑地の形状等について変更する必要が生じたことから、今回、事業計画第7回変更を行います。

今回の事業計画変更により、一部の宅地において換地位置・形状の変更が生じます。変更後の換地設計案が出来次第、対象の方へ個別にご説明いたします。

事業計画の変更内容については、4ページをご覧ください

事業計画変更案の縦覧について

- 縦覧期間：令和3年2月2日（火）から2月15日（月）
午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日も縦覧できます）
- 縦覧場所：船橋市飯山満土地区画整理事務所（船橋市芝山3-10-3-105）
- その他：利害関係者は、3月1日（月）までの間に、今回（第7回）の事業計画変更案に関して、千葉県知事に対し意見書を提出できます。
（意見書提出先：千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課）

本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買または相続等で所有権が代わった場合、及び引越等により住所が変更した場合は、御面倒でも当事務所まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問や御質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。

1. 現在の事業進捗状況（令和3年1月時点）

- ・工事内容・工期等は変更される場合があります。
- ・本事業の工事に伴い、地域住民の皆様にご不便をお掛けしますが、安全の確保、早期完成に努めますので、御理解と御協力をお願いいたします。



■ 飯山満駅前交通広場（平成25年4月竣工）

2号調節池築造工事
（千葉県葛南土木事務所発注）

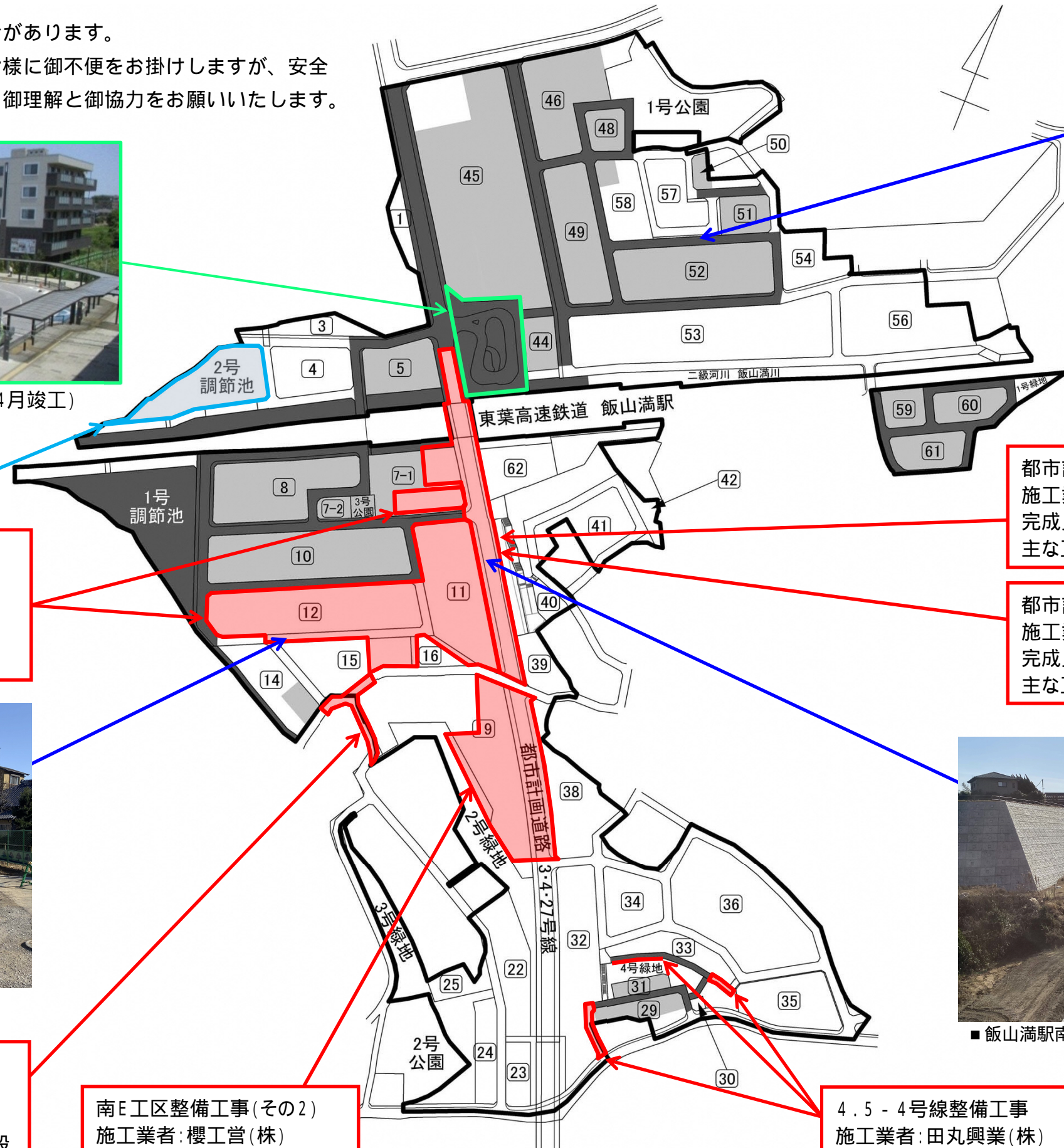
11街区整備工事（その2）
施工業者：（株）及建
完成見込み：～本年3月予定
主な工事：道路築造、宅地造成、
上下水道管布設



■ 12街区付近の工事の状況

6 - 20号線整備工事
施工業者：（株）及建
完成見込み：～本年5月予定
主な工事：道路築造、下水道管布設

南E工区整備工事（その2）
施工業者：櫻工営（株）
完成見込み：～本年9月予定
主な工事：街区造成



■ 52街区付近（道路整備等完了）

都市計画道路3・4・27号線整備工事（その1）
施工業者：（株）風間建設工業所
完成見込み：～本年2月予定
主な工事：道路築造、上下水道管布設

都市計画道路3・4・27号線整備工事（その2）
施工業者：古橋工業（株）
完成見込み：～本年5月予定
主な工事：道路築造、区画線工



■ 飯山満駅南側の工事の状況（都市計画道路3・4・27号線周辺）

4.5 - 4号線整備工事
施工業者：田丸興業（株）
完成見込み：～本年5月予定
主な工事：道路築造、植栽工

—	施行地区界
数字	街区番号
■	道路等工事済箇所
■	造成済箇所